

第三期・特定健康診査等実施計画

岐阜県プラスチック事業健康保険組合

平成 30 年 4 月

背景及び趣旨

高齢化の急速な進展に伴い、疾病構造も変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合は増加し、死亡原因でも生活習慣病が約 6 割、医療費に占める割合も国民医療費の約 3 分の 1 となっている。生活習慣病の中でも、特に心疾患、脳血管疾患等の発症の重要な危険因子である糖尿病、高血圧症、脂質異常等の有病者やその予備軍、またこれら生活習慣病の発症の前段階であるメタボリックシンドロームが強く疑われる者が増加している。国民の生涯にわたっての生活の質の維持・向上のため、また、医療制度を持続可能なものにするため、糖尿病、高血圧、脂質異常等の発症、あるいは重症化や合併症への進行の予防に重点を置いた取り組みが重要である。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、健康診査（特定健康診査）の実施及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施している。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、第 3 期から 6 年ごとを一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

当健保組合の現状

当健保組合は、プラスチック及び金属加工等の製造・販売等を主たる業とする事業所が加入している健保組合である。

平成 29 年 10 月末の事業所数は 86 で、そのうち 85 事業所が岐阜県内に所在している。

ただし、支店や営業所は全国に点在しており、岐阜県内に在勤している被保険者は 71%、被扶養者は 68.6%である。加入事業者は、零細・中小事業者が多く、被保険者 20 人未満の事業所が 36 事業所で全体の 41%を占めている。1 事業所あたりの平均被保険者数は、約 93 人。

当健保組合に加入している被保険者は、平均年齢が 40.43 歳で、男性が全体の 79.2%を占める。

健康診断については、岐阜県内在住の被保険者は、当組合の契約健診機関の 24 機関で受診している。また、県外在住の被保険者は、ほぼ事業主が契約した医療機関で受診している。

平成 28 年度の基本健診の実施人数は、県内、県外合わせて 40 歳未満の者も含め 6,577 人である。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

当健保組合と事業者は、「医療の確保に関する法律」及び「労働安全衛生法」に基づき、被保険者、被扶養者の健康と、職場における労働者の安全と健康を確保するために、従来から共同で健康診断及び事後指導を実施してきており、この形態は今後も継続して行っていく。

事業者が健診を実施した場合は、当健保組合は健診結果等のデータを事業者から受領する。健診費用について特定健診分は当組合も負担し、それ以外は事業者が負担する。

3 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための労働安全衛生法の健診により就労上の配慮が必要な場合等、事業主と連携して保健指導を実施し、なにより対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成29年度における特定健康診査の実施率を85.0%とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率（国の参酌基準70%・総合健保の目標85%）（%）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	備考
被保険者	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	
被扶養者	25.0	38.0	51.0	64.0	74.0	
被保険者+被扶養者	70.0	74.0	78.0	82.0	85.0	

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成29年度における特定保健指導の実施率30.0%とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率（人）

（被保険者+被扶養者）国の参酌基準45%・総合健保の目標30%

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	備考
40歳以上対象者（人）	5,723	6,001	6,311	6,621	6,915	
特定保健指導対象者数 （推計）	717	753	791	831	869	
実施率（%）	21.0	24.0	26.0	28.0	30.0	
実施者数	151	181	206	232	261	

岐阜県内については、契約健診機関を利用して健診と保健指導を併せて委託する。また、健保連岐阜連合会にも委託をするほか、県外居住者についても保健指導が円滑にできるように積極的に委託先を増やしていく。

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成29年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を10%以上とする。

Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

① 特定健康診査

被保険者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(推計値)	593	624	655	689	722
40歳以上対象者	3,594	4,160	4,373	4,597	4,819
目標実施率(%)	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
目標実施者数	3,558	3,744	3,935	4,137	4,337

被扶養者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(推計値)	1,627	1,693	1,783	1,862	1,928
40歳以上対象者	1,769	1,841	1,938	2,024	2,096
目標実施率(%)	25.3	37.8	51.0	63.8	73.6
目標実施者数	448	696	988	1,292	1,541

被保険者＋被扶養者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(推計値)	2,220	2,317	2,438	2,551	2,650
40歳以上対象者	5,723	6,001	6,311	6,621	6,915
目標実施率(%)	70.0	74.0	78.0	82.0	85.0
目標実施者数	4,006	4,440	4,923	5,429	5,878

② 特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者

(人)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上対象者	5,723	6,001	6,311	6,621	6,915
動機付け支援対象者	287	301	316	332	348
実施率(%)	20.9	23.9	25.9	28.0	29.9
実施者数	60	72	82	93	104
積極的支援対象者	430	452	475	499	521
実施率(%)	21.1	24.1	26.1	27.9	30.1
実施者数	91	109	124	139	157
保健指導対象者計	717	753	791	831	869
実施率(%)	21.0	24.0	26.0	28.0	30.0
実施者数	151	181	206	232	261

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健診に関し、被保険者については現在行われている健診機関に委託して行う。
被扶養者については、集合契約等により「受診しやすい体制」を構築していく。
特定保健指導については、保健指導を行える機関に委託する。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は、4月から1月とする。

(4) 委託の有無

ア 特定健診

被保険者・被扶養者が県外にいる場合等当組合の契約健診機関での受診が困難である場合は、代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織との集合契約を結び、全国での受診が可能となるよう措置する。

イ 特定保健指導

被保険者・被扶養者が県外にいる場合など当組合の契約健診機関での受診が困難である場合は、標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方にに基づきアウトソーシングする。また、上記アと同様、全国での利用が可能となるよう措置する。

(5) 受診方法

原則、岐阜県内の場合は、事業者は、当組合の契約健診機関での受診を希望する日時を登録したうえで、特定健診又は、特定保健指導を受ける。

県外の場合は、当健保組合が、被保険者・被扶養者のうち特定健診等対象者の分の受診券・利用券を事業者を通じ対象者に送付する。

当該被保険者・被扶養者は、受診券又は利用券を健診機関等に被保険者証とともに提出して特定健診を受診し、特定保健指導を受ける。

受診の窓口負担は1,050円とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。

(6) 周知・案内方法

周知は、事業主を経由しての文書案内のほか、当健保組合機関紙等に掲載して周知する。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から代行機関を通じ電子データを随時（又は月単位）受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。

IV 個人情報の保護

当健保組合は、岐阜県プラスチック事業健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合職員に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所にパンフレットを送付するとともに、機関紙を通して周知をする。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年健康管理委員会において見直しを検討する。

また、平成27年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

VII その他

当健保組合に所属する保健師等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。